

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の開催について

平成 28 年 4 月 21 日
こども家庭庁成育局長
文部科学省総合教育政策局長
決定
令和 5 年 7 月 21 日最終改正

1 趣旨

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会における検討を踏まえ、平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

これらの取組を受け、国において、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することとする。

2 構成

- (1) 有識者会議は、こども家庭庁成育局長が文部科学省総合教育政策局長と協議した上で有識者及び自治体関係者等の中から委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する最終の会計年度の終期までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した委員の後任として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、再任することができる。
- (5) 有識者会議に座長を置く。座長は、委員の中から、こども家庭庁成育局長が、文部科学省総合教育政策局長と協議の上、指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 主な検討課題

- (1) 事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
- (2) 地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
- (3) 事故報告、事故情報データベースの充実
- (4) 事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善
- (5) その他

4 庶務

有識者会議の庶務は、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及びこども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室の協力を得て、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

5 その他

- (1) 有識者会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、こども家庭庁成育局安全対策課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及びこども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室が協議の上、定める。
- (3) 委員及び 2（6）により有識者会議に出席する者は、有識者会議で知り得た有形・無形の全ての情報について、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。ただし、

既に公知であった情報、有識者会議以前から所持していた情報及び有識者会議以外から適正に入手した情報については、この限りでない。